

変形労働時間制について

うまく使えば人件費削減につながる「変形労働時間制」。今回はその中でも特によく使われている「1年単位の変形労働時間制」について簡単に整理いたします（※Q & A方式で解説）

Q. 当社は毎月第三土曜日を出勤日としており、その週の労働時間は40時間を超えます。
先日、労働基準監督署の調査が入り、その土曜日出勤分の残業代を払うように指導されました。人件費がかさんでいるので出来る限り出費を抑えたいのですが、なにか良い方法はありませんか？ちなみに当社の所定労働時間は休憩を除き1日8時間、土曜出勤は半ドンで3時間です。

A. 1年単位の変形労働時間制の導入を検討されてはいかがでしょうか？

この制度は1年間の労働時間を平均して1週間あたり40時間を超えなければある日の労働時間を10時間（最大）にしたり、ある週の労働時間を52時間（最大）にしても残業代が発生しないという制度です。

☆ワンポイント

法律では特に何もしなければ、労働時間は1日8時間、1週間で40時間となってしまいます。土曜出勤のある企業様は変形労働時間制をうまく使えば、残業代の削減ができるかもしれません。

☆編集後記☆

先日、実家に帰省した際、物置から学生時代のとんでもない写真が出てきました。当時、某ファミレスでバイトしていたのですが、その業務終了後にバイト仲間達と撮ったワンショットです。ちなみに右端の緑の女子制服を着ているのは私です(-_-;)

今も昔も学生のすることは変わらないですね(笑)



20年前なので時効ということで…

みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-2-1 扇町センタービル6F

Tel : 06-6809-5092

Fax : 06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士
谷口 史晃